

国民健康保険 ～ 28 年度納税通知書を送付～

28 年度の国民健康保険税の納付が 7 月から始まります。加入世帯には、世帯主あてに納税通知書を送付しますので、保険税額と納付方法などをご確認ください。

＜国民健康保険税の計算方法＞

	医療分	支援分	介護分 * 1	
所得割	6.70%	1.80%	1.85%	加入者の所得 * 2 に応じて
+				
均等割	27,000 円	6,900 円	9,500 円	加入者数に応じて
+				
平等割	24,000 円	6,000 円	5,600 円	1 世帯あたり
	上限 52 万円	上限 17 万円	上限 16 万円	課税限度額
世帯の保険税（年額）				

* 1 介護分は該当者（国民健康保険加入者の内 40 歳～ 64 歳の人）のみ課税
* 2 所得割＝基準総所得金額（27 年中の総所得金額－基礎控除 33 万円）× 税率
※低所得世帯に対しては、27 年中の軽減判定所得に応じて軽減が適用されます。

所得の低い世帯の軽減について

28 年度は 5 割軽減・2 割軽減の範囲が拡大されました。世帯主と被保険者の年間合計所得が一定基準以下の世帯は、保険税の均等割および平等割に対して 7 割・5 割・2 割軽減が自動的に適用されます。ただし、所得の申告がない場合は軽減判定ができませんので、所得がない人も必ず申告してください。（軽減判定に用いる所得額は、所得割額算出の際の基準総所得金額とは異なります）

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証（限度額証）の更新

市国民健康保険加入者における限度額証の更新時期は毎年 8 月 1 日です。現在、限度額証をお持ちの人で引き続き必要な人は、下記の窓口へ申請してください。

【限度額証とは】

医療機関に対し 1 カ月間に支払う自己負担額は、年齢・所得・世帯構成などに応じた限度額があります。医療機関窓口での支払額をそれぞれの限度額までに抑えるためには、70 歳以上の課税世帯の人を除き、この限度額証を医療機関へ提示する必要があります。（申請要）

新しい国民健康保険高齢受給者証を送付

市国民健康保険加入者で 70 歳以上 75 歳未満の人へ、7 月下旬に国民健康保険高齢受給者証を送付します。8 月 1 日から新しい受給者証をお使いください。受給者証に記載される負担割合は、年齢・所得・世帯構成などに応じた 1 割・2 割・3 割の 3 種類があり、同一世帯内の被保険者の 28 年度の住民税課税所得等（27 年 1～12 月の所得により算出された額）に基づいて決定されます。このため、世帯異動や所得の更正などにより、随時変更となることがあります。

問い合わせ＝国保医療課給付係（559-5049 FAX 559-2636）

【各軽減の基準】

- ① 7 割軽減＝33 万円以下の世帯
- ② 5 割軽減＝（33 万円＋26.5 万円（前年度 26 万円）× 国民健康保険加入者数）以下の世帯
- ③ 2 割軽減＝（33 万円＋48 万円（前年度 47 万円）× 国民健康保険加入者数）以下の世帯

納付方法について

納付方法は、次の 2 通りです。

【普通徴収】口座振替または納付書での納付

7 月から翌年 3 月まで毎月の納付です。口座登録のない世帯主には、別途納付書を送付します。なお、コンビニエンスストアでも納付可能です。

【特別徴収】年金からの天引き

65 歳から 74 歳までの世帯主を対象に、保険税を年金から納めていただきます。年金天引きの対象になるのは次の 3 つの条件すべてを満たす世帯主です。

- ① 世帯主が国民健康保険加入者であること
- ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が 65 歳～74 歳であること
- ③ 天引き対象となる年金が年額 18 万円以上であり、保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の 2 分の 1 を超えないこと

27 年度から引き続き年金天引きとなる世帯主は、2 月の天引き額と同じ金額を 4・6・8 月の年金から天引きし（仮徴収）、10・12・2 月の天引き額は、年税額から仮徴収分を差し引いて調整します。

28 年度から新規で年金天引きとなる世帯主は、10 月から納付方法が変更になります。また、申請により口座振替での納付に変更することができます。

納付方法の変更について

年金天引きになっている人は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。詳細はお問い合わせください。

なお、口座名義人を配偶者など本人以外に変更した場合、社会保険料控除は口座名義人に適用できるため、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

非自発的失業による保険税の軽減制度について

倒産・解雇や雇い止めなどにより離職された人を対象に国民健康保険税が軽減されます。離職日時点で 65 歳未満の人が対象で申請にはハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」が必要です。

納付が困難な場合

災害や解雇等による長期失業など、特別な事情で保険税の納付が著しく困難になった世帯は、申請により減免が適用される場合があります。保険税を滞納すると、督促手数料や延滞金が加算されたり、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費の支払いがいったん全額自己負担となる「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。特別な事情がある場合は、早めに納付相談をしてください。

問い合わせ＝課税・納付方法は、国保医療課資格収納係（559-5050 FAX 559-2636）納付相談は、収納対策課（559-5043 FAX 563-5697）

私立幼稚園就園奨励費補助金の申請

対象＝市民で私立幼稚園（市内外問わず）に就園する園児（満 3 歳児～5 歳児）の保護者

申請書類＝①保育料等減免措置に関する調査

② 28 年 1 月 2 日以降に三田市に転入された人は、28 年 1 月 1 日にお住まいであった市区町村が発行する「28 年度市区町村住民税所得・課税証明書」

申請方法＝在園する私立幼稚園を通じて、申請書類を配布するので、指定する期日までに各幼稚園へ提出してください。

補助金額＝下表のとおり。補助金額が実際に支払った保育料と入園料の合計を上回る場合は、実際の支払い金額を上限度額とします。

問い合わせ＝学校教育課（559-5136 FAX 559-6400）

補助対象区分（年額）		満 3 歳児・3 歳児・4 歳児・5 歳児		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
A	生活保護世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
B	ひとり親世帯などで、市民税非課税または市民税所得割非課税世帯	308,000 円	308,000 円	
	ひとり親世帯など以外で、市民税非課税または市民税所得割非課税世帯	272,000 円	290,000 円	
C	ひとり親世帯などで、市民税所得割課税額が 34,500 円に次の各号の額を加えた額以下となる世帯 (1)16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円 (2)16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円	217,000 円	308,000 円	
	ひとり親世帯など以外で、市民税所得割課税額が 34,500 円に次の各号の額を加えた額以下となる世帯 (1)16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円 (2)16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円	182,800 円	239,000 円	
D	市民税所得割課税額が 171,600 円に次の各号の額を加えた額以下となる世帯 (1)16 歳未満の扶養親族の数×19,800 円 (2)16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×7,200 円	99,400 円	197,300 円	
E	上記以外の世帯	85,000 円	190,100 円	

【第 1 子とは】

- ① 1 人就園の場合
- ② 同時に 2 人以上就園している場合の最年長者

【第 2 子とは】

- ① 同時に 2 人以上就園している場合の次年長者
- ② 小学校 1 年生から小学校 3 年生までの兄・姉を 1 人有していて、1 人就園の場合
- ③ 小学校 1 年生から小学校 3 年生までの兄・姉を 1 人有していて、同時に 2 人以上就園している場合の最年長者

【第 3 子以降とは】

- ① 同時に 3 人以上就園している場合の上記以外の園児
- ② 小学校 1 年生から小学校 3 年生までの兄・姉を 1 人有しており、同時に 2 人以上就園している場合の次年長者以降
- ③ 小学校 1 年生から小学校 3 年生までの兄・姉を 2 人以上有している園児

【ひとり親世帯などとは】

- ① 配偶者のない人で現に児童を扶養している世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた在宅障害児（者）がいる世帯
- ③ 療育手帳の交付を受けた在宅障害児（者）がいる世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた在宅障害児（者）がいる世帯
- ⑤ 特別児童扶養手当支給対象の在宅児童がいる世帯
- ⑥ 国民年金の障害基礎年金等の在宅受給者がいる世帯
- ⑦ 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

【留意事項】

- ① C および D における扶養親族の年齢の基準日は 27 年 12 月 31 日とします。
 - ② 補助対象区分は、家族構成員中 2 人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算します。
 - ③ 年度途中の入退園者に対する補助金は、在園月数に応じて月割の額となります。
 - ④ 補助額が、実際の支払額を上回る場合は、実際の支払額を限度額とします。
 - ⑤ A、B および C の区分における子の人数は、保護者と生計を一にする子がいる場合、出生の最も早い子から算定します。
- ※その他詳細につきましては、園を通じて配布する案内などをご確認ください。